

基本報酬・料金一覧表（法人用）

I. 顧問内容

1. 税務・会計顧問業務

（貴社にてパソコン処理をおこなっていることを前提とする。）

- ① 税務（法人・個人・資産・消費）相談及び節税対策（ただし、年1回決算監査指導を除く）
- ② 月次試算表の提示及び財務改善指導
- ③ 巡回監査業務（領収書や請求書と会計処理との整合性の監査）
- ④ 帳簿作成の指導業務及びパソコン会計指導業務
- ⑤ 月刊ウィズ・ユークラブの提供

2. 記帳代行業務

イ. 貴社にて帳簿処理をおこなっている場合

- ① 月々の記帳代行業務（提示された帳簿書類にもとづき、パソコン入力事務を代行する。）
- ② 帳簿の記帳指導

ロ. 貴社にて原始資料の保存のみおこなっている場合

原始資料の整理からパソコン入力ができるまでの一切の業務

税務・会計顧問報酬料金表

① 税務・会計顧問報酬

基本顧問料(月額)	加算額(オプション)				
	消費税課税事業者	源泉徴収管理	インボイス監査	部門・工事別試算表	岡山市外日当
代表取締役報酬の4% (代表者報酬70万円超の部分2%) ただし、最低25,000円	5,000円 ^引	1,000円 ^引	5,000円 ^引	3,000円 ^引	30k以内 500円 50k以内 800円 50k超 1,000円

*年6回巡回監査指導については上記金額の80%（日当は上記金額の1/2とする）

*年4回巡回監査指導については上記金額の70%（日当は上記金額の1/3とする）

*年1回決算監査指導については上記金額の40%（日当は上記金額の1/12とする）

② 記帳代行報酬

イ. 貴社にて帳簿記帳を行っている場合

【基本作業料】 3,000円

【入力件数加算額】 1件 30円

ロ. 貴社にて帳簿記帳を行っていない場合（原始資料からの直接入力）

【基本作業料】 15,000 円

【入力件数加算額】 1 件 50 円

※原始資料整理（領収書・請求書など）受託料は別途 3,000 円より

※ イ.ロ 共にインターネットバンキングと会計ソフト連携の場合は割引有

【注】受託契約前の月次処理については、年 1 回巡回指導と同様の取扱とする。

II. 税務申告書作成業務

1. 法人税、県民税、事業税、市町村民税及び消費税の申告書作成業務
2. 科目内訳書の作成
3. 簡易な決算修正仕訳入力

【注】税務申告作成業務のみ依頼される場合は期中処理及び決算内容については責任を負いません。

税務申告作成報酬料金表

業 務 内 容	料 金	
法人税	基本別表作成〈注 1〉	50,000 円
	特殊別表〈注 2〉	3,000 円(別表 1 枚につき)
県民税・事業税	1 県	5,000 円
市町村民税	1 市町村	5,000 円
消費税	原則・簡易課税	20,000 円(年一 30,000 円)
事業概況書		3,000 円
簡易決算修正仕訳	〈注 3〉	500 円(1 仕訳につき)
償却資産台帳及び償却明細		3,000 円
資料せん		200 円(一枚につき)
科目内訳書		1,500 円(一枚につき)
総会議事録		500 円
決算書類一式複写		500 円(一式につき)
総勘定元帳		3,000 円

〈注 1〉基本別表の内容は以下の別表です。

別表 1-1 2 3-1 4 5-1 5-2 6-1 6-1 付表 7 14 15 16 関連

〈注 2〉特殊別表とは基本別表以外の別表です。

〈注 3〉税務・会計顧問を委託された場合は不要です。

Ⅲ.税務調査立会業務

1.業務内容

顧問又は、税務代理を委属されている事案について、税務官公庁が行う税務調査に立会い又は、これに伴う特別な業務に従事します。

税務調査立会報酬料金表

1日当たり 日当として 30,000円

Ⅳ.その他付随業務

その他付随業務報酬料金表

業 務 内 容	料 金	
	基本料	加算額
年末調整・法定調書 償却資産税申告書の作成	対象者 5 人まで 20,000 円	5 人を超えるごとに 1 人 1,500 円
	30,000 円（一市町村につき） 税務署・市・県へ提出	
法人税設立書類作成	1,000 円	
会社内容変更届書	最低 3 万円～ 融資申込額の 2%を上限	
借入手続き支援 (書類作成・資金繰り表作成)	基本額	加算額
給与計算	5,000 円	5 人を超えるごとに 1 人 500 円
	1 時間 : 10,000 円	
パソコン指導（顧問契約の場合は 会計ソフトを除く）	リース料：月 12,000 円	
TKC FX2 リース	2,000 円	
税理士法 33 条の 2 書面添付	1,000 円	
同業他社比較・企業格付診断	別途料金表	
決算報告会		
中長期経営計画支援		
F P 業務		
個人確定申告作成		
保険分析・標準保障額算定	無料	
その他税務に関する業務	税理士報酬規定に準ずる。	

- ※ 上記料金は消費税抜きの金額で、別途消費税をいただきます。
- ※ 税務・会計顧問報酬の改定は毎期決算終了時に役員報酬・会計処理の変更に応じて見直すものとする。
- ※ 毎年度ごとに 税務・会計担当者の見直しを行い、担当者を変更する場合があります。
- ※ この料金規定は令和 3 年 8 月 1 日より適用します。